

1. 議事日程

〔令和4年第1回安芸高田市議会3月定例会第22日目〕

令和4年3月17日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第3号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第4号 安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第5号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第5 | 議案第9号 安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管理条例を廃止する条例 |
| 日程第6 | 議案第10号 安芸高田市サッカー公園設置及び管理条例 |
| 日程第7 | 議案第11号 安芸高田市温水プール設置及び管理条例 |
| 日程第8 | 議案第12号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第13号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第14号 安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第6号 安芸高田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第7号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第8号 安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第24号 令和4年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第15 | 議案第25号 令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第26号 令和4年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第27号 令和4年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第28号 令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第29号 令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第30号 令和4年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第31号 令和4年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第32号 令和4年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第33号 令和4年度安芸高田市横田財産区特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第34号 令和4年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第35号 令和4年度安芸高田市北財産区特別会計予算 |
| 日程第26 | 議案第36号 令和4年度安芸高田市来原財産区特別会計予算 |

- 日程第27 議案第37号 令和4年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算
 日程第28 議案第38号 令和4年度安芸高田市川根財産区特別会計予算
 日程第29 議案第39号 令和4年度安芸高田市下水道事業会計予算
 日程第30 議案第40号 令和4年度安芸高田市水道事業会計予算
 日程第31 発議第3号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例
 日程第32 議員派遣の件について
 日程第33 閉会中の継続審査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
8番	先川和幸	9番	児玉史則
10番	大下正幸	11番	山本優
12番	熊高昌三	13番	秋田雅朝
14番	金行哲昭	15番	石飛慶久
16番	宍戸邦夫		

3. 欠席議員は次のとおりである(1人)

7番	山根温子
----	------

4. 会議録署名議員

11番	山本優	12番	熊高昌三
-----	-----	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	総務部長	行森俊莊
企画振興部長	猪掛公詩	市民部長	福井正
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	重永充浩
建設部長兼公営企業部長	小野直樹	教育次長	宮本智雄
消防長	土井実貴男	総務課長	内藤道也
政策企画課長	高下正晴		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	國岡浩祐
総務係長	藤井伸樹	主任主事	岡憲一



午前10時00分 開議

- 宍戸議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は15名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
森岡事務局長。
- 森岡事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、1件の報告がありました。
第2点、監査委員より、定期監査及び行政監査の結果に関する報告の提出について報告がありました。
第3点、監査委員より、令和4年1月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。
以上で、諸般の報告を終わります。
- 宍戸議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。
続いて、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。
熊高議会運営委員長。
- 熊高議会運営委員長 本日の会議の運営につきまして、3月14日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告をいたします。
追加案件となる発議第3号は、提案理由説明の後、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことといたしました。
以上、報告を終わります。
- 宍戸議長 以上で報告を終わります。
続いて、発言の取消しについてお諮りします。
山本優議員より、3月7日の会議における発言について、誤解した発言（不穏当発言）を行ったため、会議規則第64条の規定により、お手元に配付した発言取消申出書に記載した部分を取消したいとの申し出がありました。
この取消しを許可することに御異議ありませんか。
（異議あり）
- 宍戸議長 異議ありますので、起立により採決いたします。
山本優議員からの発言の取消し申出を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 宍戸議長 起立多数であります。
よって、山本優議員からの発言の取消し申出を許可することに決定い

たしました。

日程第1 会議録署名議員の指名

○宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において11番山本優議員、及び12番 熊高議員を指名いたします。

日程第2 議案第3号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第4号 安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第5号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

日程第5 議案第9号 安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管理条例を廃止する条例

日程第6 議案第10号 安芸高田市サッカー公園設置及び管理条例

日程第7 議案第11号 安芸高田市温水プール設置及び管理条例

日程第8 議案第12号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第13号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第14号 安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第2、議案第3号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程第10、議案第14号「安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの9件を一括して議題といたします。

本案9件は、総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

武岡総務文教常任委員会副委員長。

○武岡総務文教常任委員会副委員長 総務文教常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本日は、委員長が欠席のため、私のほうで代わって報告をさせていただきます。

令和4年2月24日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった議案につきましては、3月2日に総務文教常任委員会を開き、市長・教育長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第3号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、本市の職員男女とも、仕事と育児等両立できるよう、勤務環境の整備に関する措置を講ずるため、改正を行うものでございます。

審査の過程において、委員より、「男性職員の育休の取得状況を伺う。」との質疑があり、執行部より、「令和3年度で育児休業を取得し

ているのが全体の60%である。」と答弁がありました。

次に、議案第4号「安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」は、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたことに伴う、消防団員の出勤や年額報酬の支給等について、改正を行うものでございます。

審査の過程において、委員より、「報酬を直接支給するという変更について、各消防団員は承知しているか。」との質疑があり、執行部より、「消防団員の会議等で説明をし、支払いに個人の口座番号が必要となるため、準備を進めているところである。」との答弁がありました。

次に、議案第5号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者候補者の選定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第9号「安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管理条例を廃止する条例」は、吉田サッカー公園と吉田温水プール、二つの属性の異なる施設について定めており、それぞれの条例として新たに制定するために廃止するものでございます。

次に、議案第10号「安芸高田市サッカー公園設置及び管理条例」は、安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管理条例の廃止に伴い、新規にサッカー公園設置及び管理条例を制定するものです。

審査の過程において、委員より、「利用料が以前より高くなっている。プロの施設という考え方との説明であったが、一般利用者に対する料金設定の考え方を伺う。」との質疑があり、執行部より、「施設の品質や広さから、コストに見合った利用料とする必要があった。これまでが安く定められており、以前の価格帯は、持続可能な設定ではなかった。」との答弁がありました。

また、委員より、「条文にスポーツの普及及び振興を図りとあるが、これにマッチしないと考える。広島広域公園を参考との説明だが、三次市など他市の施設は検討材料とされなかったのか。」との質疑があり、執行部より、「他の類似施設は、三次市のブランドや廿日市市のサッカー場を参考にしている。市民のスポーツ振興・交流の場としても活用を考えた場合、教育委員会所管施設の使用料減免規程を活用しながら利用いただきたい。」との答弁がありました。

次に、議案第11号「安芸高田市温水プール設置及び管理条例」は、安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管理条例の廃止に伴い、新規に温水プール設置及び管理条例を制定するものです。

審査の過程において、委員より、「温水プールの利用料が100円値上がりしているが、値上げにより指定管理料の負担額を減らすという考えなのか。」との質疑があり、執行部より、「利用者と指定管理料のバランスを考慮し、受益者負担に照らした適正な変更である。料金が動けば、当然指定管理料にも影響を及ぼすものである。」との答弁がありました。

次に、議案第12号「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」は、図書館運営の効率化を目的として、開館時間等の改正を行うものです。

審査の過程において、委員より、「条例から規則に変えて機動的に最適化を図っていくとのことだが、その判断基準はコストの部分、利用率の部分どちらなのか。また、利用状況の現状をどうとらえ、進めていくのか。」との質疑があり、執行部より、「想定しているのは、利用状況である。現状は十分使っていただけておらず、やるべきことはたくさんあるととらえている。現在、利便性を考慮し、キッズタイムを設けている。今後は、第2金曜日の資料整理日を休館日に行うなどの取組を行い、少しでも利便性を担保したい。」との答弁がありました。

さらに、「公共施設の見直しの中で、図書館も削減の対象となるのか。そうであれば、何を判断基準に削減するのか。指針を示してもらいたい。」との質疑があり、執行部より、「図書館も削減の対象となるが、図書館だけを見て存続か廃止かという議論ではない。例えば、利用の多い図書館を残すか、たまにしか行かない病院を残すかという難しい判断を迫られているという認識である。」との答弁がありました。

次に、議案第13号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、吉田落合河川敷運動広場と吉田長屋河川敷運動広場の施設廃止に伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、委員より、「災害による機能復旧に両広場で約350万円かかるため廃止するとの説明だが、それぞれに利用団体があったはずである。青少年のスポーツ活動施設の廃止に対し、スポーツ活動振興の点で考慮はされたのか。」との質疑があり、執行部より、「利用団体には、大きな大切な施設だと理解しているが、利用していた団体に代替施設を十分使っていただくことが廃止の大きな理由である。」との答弁がありました。

次に、議案第14号「安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、歴史民俗博物館の利用促進を図るため、休館日について所要の改正を行うものです。

審査の過程において、委員より、「休館日変更の確認のため、各曜日別の来館者数の状況を伺う。」との質疑があり、執行部より、「平成31年度の数値で、1日当たりの平均利用人数は、火曜日が24人、水曜日が22人、木曜日が24人、金曜日が28人、土曜日が51人、日曜日が62人となっている。月曜日は休館日であるが、祝日の場合に10日間開館しており、1日当たりの平均は80人となっている。」との答弁がありました。

以上の9議案について、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○宍戸議長

これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はあり

ませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第3号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件から、議案第14号「安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの9件を一括して起立により採決いたします。

本案9件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案9件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案9件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第6号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第7号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第8号 安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第11、議案第6号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件から、日程第13、議案第8号「安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

本案3件は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

大下産業厚生常任委員長。

○大下産業厚生常任委員長 おはようございます。

令和4年2月24日付で、本委員会に付託されました議案について、審査結果を報告いたします。

付託のあった3議案について、3月3日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第6号「安芸高田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」は、平成30年度から県単位で運営されている国民健康保険について、県から示された指示数値に基づき国民健康保険税の税率を改定するため、国民健康保険税条例等の一部を改正するものであります。

審査の過程において、委員より、「税額について、全体の80%の方が下がり、14%の方が上がると理解してよいのか。」との質疑がありまし

た。執行部より、「3,080世帯、全体の80.3%の方の税額が下がり、545世帯、14.2%の方の税額が上がる。」との答弁がありました。

次に、議案第7号「安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の改正に伴い、市の条例の改正を行うものであります。

審査の過程において、委員より、「電磁的記録の提供方法や種類について保護者の同意を得なければならないと説明があったが、どのような形で同意を取られるのか。」との質疑がありました。執行部より、「保護者から同意をいただく場合は、文書または口頭でお聞きして、それを記録として残していく必要があると思う。保護者が承諾されないということは、スマホを持っていない等の理由が考えられるので、書面が適切だと思う。」との答弁がありました。

次に、議案第8号「安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、安芸高田市高宮老人福祉センターとして位置付けられていた福寿荘を廃止し、宿泊施設として、安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例に移管し、利用料金の額の範囲についても改めるものであります。

審査の過程において、委員より、「ウォーキングプールがなくなっているが、施設も含めて結果的にどのようにするのか。」との質疑があり、執行部より、「ウォーキングプールは利用者が少なく経費の削減も必要ということで5月に廃止をした。今後については、施設の解体は当面実施しないように考えている。現場のほうとも調整しながら、ファミリー層にも楽しんでいただけるような施設ができるといいのではないかと検討している。」との答弁がありました。

以上、3議案について、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○宍戸議長 これをもって、委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第6号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件から、議案第8号「安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して起立により採決いたします。



本案3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第14 議案第24号 令和4年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第15 議案第25号 令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第26号 令和4年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第27号 令和4年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第28号 令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第19 議案第29号 令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第20 議案第30号 令和4年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第21 議案第31号 令和4年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算
- 日程第22 議案第32号 令和4年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算
- 日程第23 議案第33号 令和4年度安芸高田市横田財産区特別会計予算
- 日程第24 議案第34号 令和4年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算
- 日程第25 議案第35号 令和4年度安芸高田市北財産区特別会計予算
- 日程第26 議案第36号 令和4年度安芸高田市来原財産区特別会計予算
- 日程第27 議案第37号 令和4年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算
- 日程第28 議案第38号 令和4年度安芸高田市川根財産区特別会計予算
- 日程第29 議案第39号 令和4年度安芸高田市下水道事業会計予算
- 日程第30 議案第40号 令和4年度安芸高田市水道事業会計予算

○宍戸議長 日程第14号、議案第24号「令和4年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第30、議案第40号「令和4年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの17件を一括して議題といたします。

本案17件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

金行予算決算常任委員長。

○金行予算決算常任委員長 予算決算常任委員会当初予算審査の委員長報告をいたします。
令和4年2月24日付で本委員会に付託された議案第24号から議案第40号まで17議案並びに議案第24号「令和4年度安芸高田市一般会計予算に対する修正案について」の審査結果を報告いたします。

各会計の合計は、313億8,321万5,000円となり。

○宍戸議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

- 〇宋 戸 議 長  
〇金行予算決算常任委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

すみません。ちょっととばしましたので、最初からいきます。

令和4年2月24日付で本委員会に付託された議案第24号から議案第40号までの17議案並びに議案第24号「令和4年度安芸高田市一般会計予算に対する修正案について」の審査結果を報告します。

3月9日、11日、14日の3日間、委員会を開き、審査をしました。

令和4年度当初予算は、主要事業が次の7項目、危機への対応、教育の推進、医療・介護・福祉の充実、生活環境の向上、産業の振興、文化・芸術の振興、多様性の構築に区分されており、一般会計の予算規模は198億2,100万円で、前年度と比較して6億100万円の増でした。

また、特別会計予算は、前年度と比較して2,899万円の減でございます。下水道事業会計は6,370万2,000円の減、水道事業会計は8,584万9,000円の減であり、各会計の合計は313億8,321万5,000円となり、前年度と比較して、4億2,245万9,000円の増となっていました。

審査を通じて出された特徴的な質疑と答弁は、次のとおりです。

総務部の審査においては、委員より、「避難の呼びかけの体制構築支援事業費補助金について、詳しい説明を求める。」との質疑があり、執行部より、「県からの10分の10の補助金を活用して行うものである。最初に予算化したのは、令和2年度の補正で、自主防災組織の活動の中で、災害時に避難の行動を取るための取組に対する補助金で、1地域10万円を限度として、18地域分の予算を計上している。コロナ等の関係で自主防災組織の活動も少し停滞した状況で、この2年間は本事業の活用がない。まずは自主防災組織の活動をコロナ禍前の状態に戻していきたい。」との答弁がありました。

市民部の審査においては、委員より、「人権対策協議会補助金について、今回廃止になった理由を伺う。」との質疑があり、執行部より、「向原町の人権対策協議会は、合併以来、独自に講演会や映画などの啓発行事を実施していた。今後は、啓発活動の専門性を有する3つの人権福祉センターを拠点に、吉田町と八千代町、美土里町と高宮町、甲田町と向原町を担当エリア分けしたため、甲田人権福祉センターにおいて効果的な事業を行うよう必要な予算措置をしている。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査においては、委員より、「プール健康教室委託料が廃止となった理由を伺う。」との質疑があり、執行部より、「プール健康教室は、年々参加者が減少し、この数年は新規加入者が数名であり、参加者が固定化した状況で教室が運営されている状況であった。本市の財源が潤沢にあるわけではない状況を考えると継続は困難である。今後は、今進めている保健事業と介護予防の一体的事業をしっかりと市民の皆様に広げていきたい。その事業によって健康を守っていききたいと考えている。」との答弁がありました。

産業振興部の審査においては、委員より、「地産地消推進事業について、産直市農産物生産振興支援事業補助金が大きく減額している。長い間、地産地消推進を掲げて取組をされてきたが、マイナスに向かわないか。」との質疑があり、執行部より、「産直市のオープン1年前から3年間ということで集中的に事業を実施してきた。約5億円の販売となり、ある程度目標が達成されたため減額し、アグリセミナーなどのソフト面の支援を充実するよう予算を組んでいる。」との答弁がありました。

また、委員より、「有害鳥獣対策事業費について、被害が多くなる中で予算を減額している理由を伺う。」との質疑があり、執行部より、「令和2年度は被害が極端に大きく、捕獲頭数が例年より1,000頭近く多かった。今年度の執行見込みを参考に予算を計上している。」との答弁がありました。

建設部の審査においては、委員より、「道路維持に要する経費の市道道路維持費について、来年度の各町ごとの費用は。」との質疑があり、執行部より、「吉田工区1,400万円、八千代工区900万円、美土里工区1,250万円、高宮工区は、来原工区450万円、船佐工区500万円、川根工区450万円、甲田工区1,150万円、向原工区900万円である。」との答弁がありました。

また、委員より、「すぐやる課を組織改編によって支所から本庁に一本化することとなるが、組織運営について伺う。」との質疑があり、執行部より、「各支所に駐在している職員が本庁へ集約することとなるが、これまでと変わらず、要望その他パトロールは市内全域に行き、安全な道路の確保をしていきたい。」との答弁がありました。

また、お手元にお配りしたとおり、議案第24号「令和4年度安芸高田市一般会計予算に対する修正案」が提出され、審査を行いました。

内容は、3月7日の本会議において、「安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例」が可決されたことに伴い、令和4年度安芸高田市一般会計予算から、副市長1名分の人件費1,213万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を198億2,100万円から198億886万2,000円に改めるものがあります。

審査した結果、議案第24号については、修正案並びに修正案以外の原案は、可決すべきものと決し、その他、議案第25号から第40号までの16議案については、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○宍戸議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

- 宍戸議長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。  
 これより、議案第24号「令和4年度安芸高田市一般会計予算」の採決に入ります。  
 本案の委員長の報告は修正でありますので、まず委員会の修正案について起立により採決いたします。  
 委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。  
 [起立多数]
- 宍戸議長 起立多数であります。よって、委員会の修正案は可決されました。  
 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。  
 修正部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
 [起立多数]
- 宍戸議長 起立多数であります。よって、修正部分を除く原案は可決されました。  
 次に、議案第25号「令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件から、議案第40号「令和4年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの16件を一括して起立により採決いたします。  
 本案16件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
 本案16件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
 [起立多数]
- 宍戸議長 起立多数であります。よって、本案16件は、原案のとおり可決されました。



日程第31 発議第3号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例

- 宍戸議長 日程第31、発議第3号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
 議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
 熊高議会運営委員長。
- 熊高議会運営委員長 発議第3号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明をいたします。  
 この条例改正は、令和3年12月定例会において議決しました「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」において、4月1日から、危機管理課が移管し、「危機管理監」を新たに設置すること、また、企画振興部は「企画部」、産業振興部は「産業部」に名称変更することとなりました。これに伴い、本条例に規定する常任委員会の所管する各部局の名称の見直しを行う必要が生じたことから、条例の一部を改正するものです。  
 それでは、改正条文について、説明をいたします。  
 1ページ、新旧対照表を御覧ください。

左側、改正後の条文ですが、総務部の前に「危機管理監」の文言を新たに加え、企画振興部を「企画部」に改め、その下、産業振興部を「産業部」に改めるものです。

2ページですが、附則において、この条例の施行期日を4月1日とするものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議ください。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、発議第3号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する  
条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第32 議員派遣の件について

○宍戸議長 日程第32、「議員派遣の件について」を議題といたします。
議員派遣については、会議規則第167条の規定により、お手元に配付
しておりますとおり、決定いたしたいと思えます。これに御異議ありま
せんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認するこ
とに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 閉会中の継続調査の件について

○宍戸議長 日程第33「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継  
続調査の申出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認するこ  
とに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いた

しました。

これにて令和4年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。



午前 10時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員